

茨城県消費者物価指数の基準時改正について

茨城県消費者物価指数は、昭和43年作成以来、家計の消費構造を的確に反映させるため他の経済指標とともに、国に準じ5年ごとに改正されている。

昭和61年11月分確報より、昭和60年を基準時として指数を公表することになったのでその主な改正点等を紹介いたします。

1. 主な改正点

昭和60年基準指数における主な改正点は、次のとおりである。

(1) 基準時の改正

基準時を昭和55年から昭和60年に改めた。

(2) 指数品目の追加及び廃止

指数品目は、最近の家計の消費構造を的確に反映させるため、家計の消費支出の上で重要度の高

くなった品目、指数の精度を向上させるための品目など国に準じ45品目を追加し、一方、重要度が低くなった品目など、17品目を廃止した。この結果、昭和60年基準指数の品目数は、540品目となった。追加品目及び廃止品目は、表—1のとおりであるが、家計のサービスに対する支出金額の増加に伴い、下水道料、マッサージ料金、駐車料金、ゴルフ練習料金等のサービス料金関係品目を充実した。

(3) ウエイトの改正

ウエイトの作成年次を昭和55年から60年に改めた。昭和60年のウエイトは、表—2のとおりであるが、最近の消費構造の変化に伴い、「食料」、「被服及び履物」や「諸雑費」のウエイトが相対的に小さくなり、反対に「交通通信」、「教養娯楽」や「光熱・水道」のウエイトが相対的に大きくなっている。

表—1 指数品目の改廃一覧

| 10大費目 | 追加品目 | 廃止品目 |
|---------|---|--|
| 食料 | スパゲッティ・生中華めん・まぐろ缶詰・ヨーグルト・メロン(アムスメロン)・液体調味料・ふりかけ・プリン・弁当・ぎょうざ・調理カレー・コーヒー豆 | 徳用上米・さば缶詰・牛乳(店頭売り)・しょう油B・甘納豆・冷凍調理ぎょうざ |
| 光熱・水道 | 下水道料 | れん炭 |
| 家具・家事用品 | ルームエアコン(冷暖房兼用)・柔軟仕上げ剤 | |
| 被服及び履物 | ワンピース(合物)・ワンピース(冬物)・スーツ(合物)・スーツ(夏物)・スカート(夏物)・婦人スラックス(ジーンズ)・女子学生服・女兒スカート(冬物)・スポーツシャツ(半袖)・婦人ブラウス(半袖)・婦人Tシャツ(長袖)・婦人Tシャツ(半袖)・子供Tシャツ(長袖)・子供Tシャツ(半袖)・男子靴下(冬物)・ベルト | 婦人雨コート・レインダスターコート・スカート(合物)・子供シャツ(冬物)・婦人服地(木綿)・婦人服裏地・婦人ウール着尺地 |
| 保健医療 | 漢方薬・マッサージ料金 | |
| 交通通信 | 車庫借料・駐車料金・自動車保険料(任意)・運送料 | 運送料(鉄道)・運送料(自動車) |
| 教養娯楽 | 電子オルガン・ビデオテープレコーダー・釣ざお・ペットフード・月謝(音楽)・ゴルフ練習料金・遊園地入園料 | |
| 諸雑費 | 電気かみそり | かみそり替え刃 |

(4) 持家世帯の住宅費用の算入

持家世帯の住宅費用を帰属家賃方式により、指数に算入することとし、「帰属家賃を含む総合」として新たに追加作成することとした。

持家の帰属家賃とは、持家世帯がその所有する住宅から得られるサービスを自分自身で生産・消費しているとみなし、このサービスの額を一般市場価格(家賃)で評価したものである。

なお、従来からの「総合指数」には持家世帯の住宅費用は算入されていない。従って、本県公表の「総合指数」は総務庁公表の「帰属家賃を除く総合」と対応することになる。

(5) 季節的な品目(生鮮食品を除く)の指数計算上の取扱いの変更

生鮮食品以外の衣料や冷暖房用器具など市場への出回りが季節的な品目については、昭和55年基準まで、市場への出回りが無い月は調査価格が得られないため、指数の計算から除かれていた。

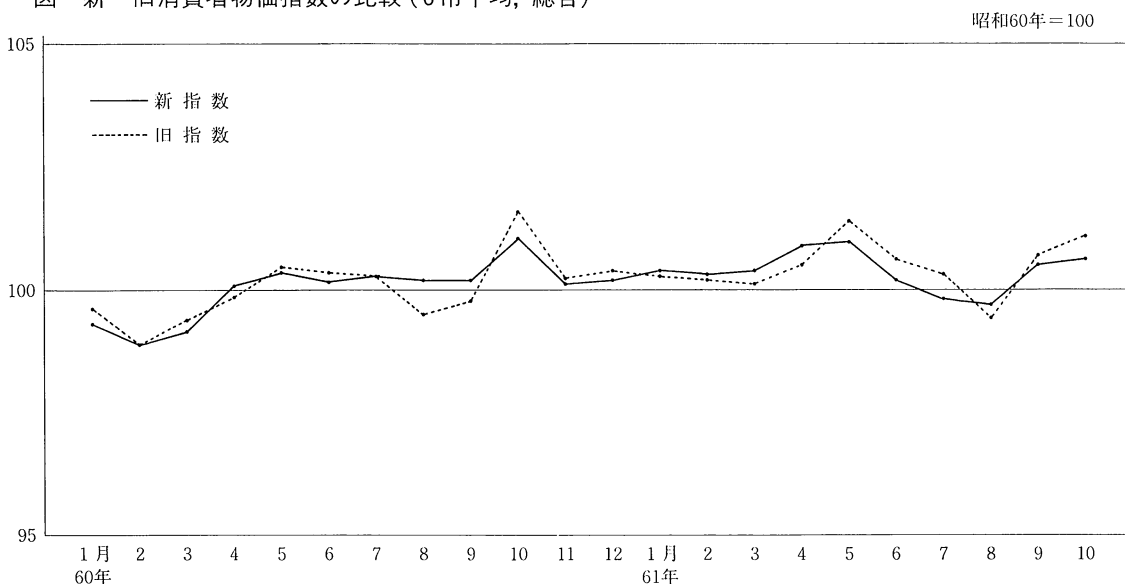
表一2 10大費目別ウエイト(1万分比)

(6市平均)

| 項目(大分類) | 昭和55年基準 | 昭和60年基準 |
|---------|---------|---------|
| 総合 | 10,000 | 10,000 |
| 食料 | 3,804 | 3,534 |
| 住居 | 552 | 507 |
| 光熱・水道 | 579 | 651 |
| 家具・家事用品 | 536 | 514 |
| 被服及び履物 | 912 | 899 |
| 保健医療 | 328 | 306 |
| 交通通信 | 1,139 | 1,341 |
| 教育 | 447 | 470 |
| 教養娯楽 | 1,199 | 1,286 |
| 諸雑費 | 504 | 492 |

たとえば、8月の洋服の指数を算出する場合、まず、季節的に出回りのない背広服(冬物)や男子

図 新・旧消費者物価指数の比較(6市平均, 総合)



ズボン(冬物)など価格の得られない冬物の品目は除き、背広服(夏物)や男子ズボン(夏物)など夏物等の品目の指数を加重平均して男子洋服の指数を算出する。次に婦人洋服及び子供洋服の指数を同様の方法で算出し、最後に男子洋服婦人洋服及び子供洋服の指数を加重平均して、洋服全体の指数を算出していた。このため、昭和55年基準までの8月の洋服指数は、価格水準が低下する夏物の洋服で代表され、逆に10月は価格水準が上昇する冬物の洋服で代表されることとなり、指数の上下幅が大きくなっていった。

そこで今回から、出回り期以外の月にはその前の出回り期の月別価格の平均値を当てはめ、すべての品目により、指数を計算することとした。

〈洋服の8月の指数計算例〉

| | ウエイト | 指 数 | |
|---------------|------|-------|-------|
| | | 改正後 | 改正前 |
| 洋 服 | 319 | 94.1 | 85.6 |
| (A)男子洋服 | 110 | 96.3 | 91.3 |
| (a)背広服(夏物) | 22 | 89.7 | 89.7 |
| (b)背広服(冬物) | 34 | 98.5 | — |
| (c)男子上着 | 12 | 99.2 | — |
| (d)男子ズボン(冬物) | 10 | 98.4 | — |
| (e)男子ズボン(夏物) | 10 | 90.6 | 90.6 |
| (f)ブルージーンズ | 5 | 100.0 | 100.0 |
| (g)スリーシーズンコート | 9 | 98.9 | — |
| (h)男子学生服 | 8 | 100.2 | — |
| (B)婦人洋服 | 170 | 92.4 | 79.9 |
| (C)子供洋服 | 39 | 95.3 | 94.5 |

2. 新・旧指数の比較

昭和60年1月から昭和61年10月までの6市平均の総合指数について、新指数と旧指数(昭和55年基準指数を60年=100に換算した指数)を比較すると図のとおりである。

全体として、指数の月々の上昇、下落の傾向は一致している。指数の水準をみると新指数は旧指数に比べ、2~4月と8月でやや高くその他の月では低い傾向を示しており、8月と10月で比較的大きな差がみられる。これは、前述の季節的な品目(生鮮食品を除く。)の指数計算上の取扱いの変更による効果が表れたもので、季節的な品目を多く含む「被服及び履物」の新指数の上昇幅又は下落幅が縮小したためであるが、前年同月比ではほぼ同じ上昇率となっている。

〈1〉(A)男子洋服の指数の計算方法

○改正後

$$\frac{\begin{matrix} (a) & (b) & (c) & (d) & (e) \\ 89.7 \times 22 + 98.5 \times 34 + 99.2 \times 12 + 98.4 \times 10 + 90.6 \times 10 \\ 22 + & 34 + & 12 + & 10 + & 10 + \end{matrix}}{\begin{matrix} (f) & (g) & (h) \\ 10 + 100.0 \times 5 + 98.9 \times 9 + 100.2 \times 8 \\ 10 + & 5 + & 9 + & 8 \end{matrix}} = 96.3$$

○改正前

$$\frac{\begin{matrix} (a) & (e) & (f) \\ 89.7 \times 22 + 90.6 \times 10 + 100.0 \times 5 \\ 22 + & 10 + & 5 \end{matrix}}{5} = 91.3$$

〈2〉(B)婦人洋服及び(C)子供洋服の指数も上記〈1〉と同様の方法で計算します。

〈3〉洋服の指数の計算方法

○改正後

$$\frac{\begin{matrix} (A) & (B) & (C) \\ 96.3 \times 110 + 92.4 \times 170 + 95.3 \times 39 \\ 110 + & 170 + & 39 \end{matrix}}{319} = 94.1$$

○改正前

$$\frac{\begin{matrix} (A) & (B) & (C) \\ 91.3 \times 110 + 79.9 \times 170 + 94.5 \times 39 \\ 110 + & 170 + & 39 \end{matrix}}{319} = 85.6$$

(統計課・農林経済グループ)